

著者に聞く

ベンチャー支援が社会貢献になる

問 五月に新会社法が施工され、何が変わったのでしょうか。

古田 新会社法の大きなポイントは規制緩和です。例えば取締役会の開催ですが、これまでの有限会社などでは開催されないケースも多く、実態に伴っていないという声がありました。今度の新会社法では取締役会設置会社にするのか、しないのか選択できるようになりました。これも最低資本金制度の廃止と並んで、規制緩和の一つです。

問 企業経営者はどのように判断すればよろしいでしょうか。
古田 ひとつの目安として株主の数が少ないか少ないかを考えてみてください。株主が一人から五人位までなら、株主イコール取締役みたいなものですから、取締役会を設置しなくても業務の意思決定は可能です。しかし、株主が十人以上になり、取締役会が設置されていないと業務の意思決定を株主総会で調整しなければならず、業務効率が悪くなるという懸念があります。会社のステイジが上がっていったら、取締役会を設置すればよいと思います。

問 会社形態（ビークル）の選別法を教えてください。

古田 株式を擬似通貨として資金調達をするといった事業戦略を考えているのであれば、株式会社しかありません。株式会社とLLPの違いは、利益配分の方法に差があります。株式会社は株式の出資比率によって分配されますが、LLPは出資比率に関係なく、内部でどのように分配するか決めることが可能です。汗をかいた人が多く利益配分を受けることができるというのがLLPの特徴です。

問 企業経営者にとって法務はますます重要になりますか。
古田 新会社法は規制緩和と同時に国際標準化を意味します。株式の持ち合いが解消され、新しく物言う株主が入ってくる

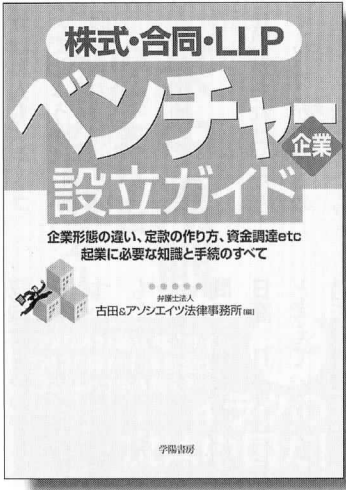


● 弁護士法人 古田アンドアソシエイツ
法律事務所代表弁護士

古田利雄 氏

平成18年5月から新会社法が施行された。最低資本金制度の廃止や取締役会の設置の有無を決められるなど規制緩和が進み、会社設計の自由度が増した。まずは自分が手掛けるビジネスの身の丈に合った組織作りが成功への第一歩であると古田アンドアソシエイツ法律事務所代表の古田氏は言う。巻頭にある診断フローチャートを使いビジネスに合った企業形態を選択できる、新会社法に完全対応したアントレプレナー必読の一冊。

「株式・合同・LLP
ベンチャー企業設立ガイド」
弁護士法人 古田アンドアソシエイツ法律事務所 編者
学陽書房 2500円＋税



ようになりました。今後は好むと好まざるとに関わらず、紛争処理社会になってきます。企業も常に法律を守ることが重要になってきます。

問 ベンチャー企業への支援をしようと考えた理由は何かか。
古田 今から十一年前になりますが、大手企業からスピノフしてシリコンバレー型の独立をしたベンチャー企業の仕事を引き受けたことがきっかけです。その仕事を通して、ベンチャー業界の人的ネットワークが広がっていきました。経営者の年齢も近く共感が持てたことと、ベンチャー企業の振興が日本経済の復興に役立つと考えたからです。また、私の事務所のスタッフは若いので、新しいビジネスに興味を持てるというベンチャー企業との相性の良さも理由の一つです。

問 ベンチャー支援の魅力は何でしょうか。
古田 従来の間接金融をつかった資金調達ではなく、直接金融を使ってVCから出資を受けて、三人でスタートした会社が三年程で社員が百人位の規模にダイナミックに成長していく姿を見て、これからは日本でもこういったことが可能なんだと実感しました。

また、弁護士の主な仕事として訴訟事件がありますが、訴訟事件は過去の歴史的事実の責任がどちらにあるかを解明していく作業です。一方、ベンチャー企業支援は植物を育てるように、未来志向の建設的な仕事です。自分が関わった仕事の成果が実感できることが大きな楽しみです。

問 これから会社を設立する企業家へメッセージはありますか。
古田 ビジネスの目的を明確にして、会社形態を選別することは大切ですが、起業をすると仕事すべてになってしまい、利己的になったり、家庭を犠牲にするといったことが多々あります。例えば、花を買って帰るだとか、話をするとといったことで問題が解消することもあります。金銭的な成功のみでなく、本当の意味での成功をしてほしいと考えています。